平成29年（行ウ）第232号　損害賠償事件（住民訴訟）
原　告　[redacted]外1名
被　告　国分寺市長　[redacted]

平成29年12月7日

東京地方裁判所　民事第51部2D係　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　[redacted]

同

原告第2準備書面

はじめに

原告らは、第１準備書面を提出したが、この内容について改めて重要な点について補足する。

第1　出店阻止を主たる目的・動機であることを裏付ける事実

1　原告らは、第1準備書面において、本件条例改正が本件パチンコ店の出店阻止することに主たる目的・動機があったことは、本件条例改正の経過から明らかになることを主張した。とりわけ、国分寺市政策部長であった樋口満氏（以下「樋口氏」という）が果たした役割は重要である。そこで、以下の点を補足する。

（1）樋口氏は、「旧UFJ銀行の活用の充実について」という文書（以下「本件文書」という）を作成した。この文書では、旧UFJ銀行跡地の活用に　ついてどのような議論が市議会でされたか、を市議会の議事録から時系列で抜粋されている。

議事録には、保育園設置が検討されたりしたとの記載があるが、図書館設置の議論や検討があった記載はない。ところが図書館設置のための条例改正という提言が最後に唐突に示されている。

この文書を巡って議会質疑は一切行われていず、教育委員会も審議を要請されこの文書を渡されたのに、「設置の趣旨が分からない」などとして継続審議とした。

この文書が、あたかも市長部局が教育委員会に対して「図書館設置が理にかなっており、必要であると議論が行われてきた」と、見せかけるためだけのものでしかなかったかと言わざるを得ない。

（2）本件文書は、平成18年11月21日付の書面で修正が加えられた。「条例改正のポイント」とされていた四角囲みが「条例改正のポイント（案）」と修正がされ、「パチンコ店などの営業を阻止できる効果がある」と、追加修正がされた。

被告は、準備書面１において、この修正を「必要となったから追加した」と主張しているが、であればその後の状況変化で修正あるはずで、もっと多くの修正版が存在しなければならないが存在しない。

修正前と追加修正後の文書は、それぞれ別の目的に使用された別の性質のものである。

この修正について、原告らは、前訴証人尋問の樋口氏の証人調書を証拠(甲 16 号証) 提出した。

原告らは、第1準備書面で、本件出店を阻止できる効果があるなどと追加修正したのは、これに触れずに本件図書館の設置を提言した場合、そのような重要な事項を秘匿したとしてパチンコ事業者から疑惑を招き訴訟を起こされるなどと危惧したのではないかと、樋口の供述に沿って、その意図を推認した(6頁)。しかし、理屈に合ったものではない。「妨害の意図がわかってしまうと訴訟される」とするのが筋であり論理である。

よって、樋口氏の証言そのものが不合理であり、パチンコ事業者からの疑惑ではなく、議会から「いらぬ誤解を招く」ことを恐れたとすべきである。以上の理由で、第1準備書面の内容を修正する。

前市長星野は自ら本件出店阻止を主導して行なう形を議会に示しておかねば議会の協力が得られなかったので、「阻止できる効果がある」との文言を追加したのである。

2(1)本件条例改正は、前市長星野信夫(以下「前市長星野」という)と各議員が本件パチンコ店の出店を阻止するため本件図書館の開設を内容とする条例の改正を行うとの共同意思の下に実行された。そこで、どのような経過で共同意思が形成されていったか、その経過を辿れば、本件条例改正は、前市長星野が主導したことが明白になる。

(2) 前市長星野は、平成18年11月30日の12月市議会第1日の本会議において、「事は急を要するということで早急な対応が必要であるという考えを持っております。」との認識を示したうえで、「議員各位におかれましても、ぜひこういう方向について御理解と御支援を賜りたいと心よりお願い申し上げます。」(乙10)と議会が前市長星野と認識を共有し、早急な対応の必要性を訴えた。

これに対し、翌12月1日の市議会本会議で、議員から前市長星野の　示した方針について、「私はその方向を了としたいと思います。」と意見が出た(乙11)。

問題は、条例改正案が議員提案であるにも関わらず、前市長星野が理解と支援を求めた方向について、議員から「その方向を了としたい」との発言がされたことである。議員は、「賛成」とは発言していない。

議員の発言は、前市長星野が主導して出店阻止を行う流れとなっていることを「了」としたのである。議員の発言は、前市長星野が作り出した流れに乗ることを表明したものであり、前市長星野主導の条例改正であることを物語っている。

第2　前市長星野に故意・重過失があったことを補強する

1　原告らは、準備書面第1で、「故意がないとしても、法律専門家からイエローカードを渡されれば、当然注意深く判断すべきであるのに、本件出店阻止という目的のためわずかな注意さえ払おうとしなかった」と、前市長星野の行為に重大な過失があることを主張した。

原告が「イエローカード」との言葉を使った趣旨は、法律関係者からの「警告」があった事実を指している。

市長部局でまとめられた「バザールＫ跡地問題に関する法律相談について」とタイトルがつけられた文書（甲17）では、条例を改正して本件出店を阻止する方策について違法性がないか聞かれた顧問弁護士や外部有識者は、「違法性がある」とか「ない」などの返答をせず、直接の返答を避けた。訴訟リスクの仮説や状況の法的分析しか提供されなかったことは明らかである。

このことは法関係者による市長への警告であったとすることができる。前市長星野は法的見解を求めていながら、このような警告を受けても当初からの個人の営業の侵害という目的を変えなかった。

むしろ、前市長星野は「顧問弁護士や外部有識者に法的意見を求めた」としてアリバイに使っていることを改めて指摘する。

鈴木隆夫助役（当時）は、平成18年12月議会第1日の本会議で、有識者が何も言及しなかったのに、「相手方につきましては訴訟を提起することは可能であり、自由であります。ところが、市の負ける可能性は少ないでありましょうという見解を受けております。」（乙10）と答弁している。

弁護士や有識者の警告を逆手に取ってアリバイ工作をしたことからも、前市長星野には、故意か少なくとも重過失があったことは明らかである。

以上